

「事業区分」＝大会・剣道祭

1. 午前7時の時点において、西三河圏内のいずれかの地域に暴風警報が発令中の時、事業は当日中止とし、対応については後日改めて広報する。
2. 確認方法：午前7時以降に、各地域剣道連盟事務局に確認してください。
各報道もよく確認して下さい。
3. 参加料取り扱い：中止となった場合参加料の返金はありません。
4. 開催中の警報発令対応については、理事長が当日の役員を招集協議し決定する。
5. 中止決定手順 理事長は、大会委員長及び事務局長に中止することを指示する。
⇒ 事務局長は、事務局員に知らせ分担により速やかに西三河各地区
剣連事務局長に知らせる。
⇒ 各地区事務局長は、地区で定めた手段にて会員に知らせる。
6. 開催要項への記載事項
午前7時の時点において、西三河圏内のいずれかの地域に
暴風警報が発令中であれば中止とします。
この場合、参加料の返金はできませんのでご理解の上お申し込み
下さい。

(この取り扱いは平成27年4月1日より適用する。)